

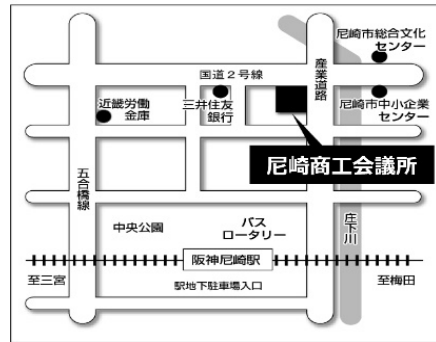
安全衛生推進者養成講習

(兵労基安登録 第1号)登録機関有効期間:令和6年9月6日

講習日時		4月	5月	6月	7月	8月	9月
学科	1日目13:00～				25日(火)		
	2日目 8:50～				26日(水)		
講習日時		10月	11月	12月	1月	2月	3月
学科	1日目13:00～				29日(月)		
	2日目 8:50～				30日(火)		

講習会場

学 科 : 尼崎商工会議所会議室(尼崎市昭通通3-96) **(バイク駐車禁止)**



受講料

受講料 **13,200円(税込)**
テキスト **1,430円(税込)**

定 員 各回60名

受講資格 18歳以上

注意事項

- ①受講当日本人確認のための書類として、次のいずれかをご持参ください。
1)運転免許証 2)健康保険証 3)マイナンバーカード 4)社員証 5)その他
- ②申込確定後は、キャンセルされ場合でも、受講料は返金できません。
- ③キャンセル、受講者・受講日の変更については、「WEB予約」申込み手順をご覧ください。
- ④遅刻・早退は法定講習時間不足のため、修了証の交付は出来ません。
- ⑤各受講者の個人情報は当事務所が安全に管理し、本講習の目的以外には使用いたしません。

根拠法令

労働安全衛生法第12条の2、労働安全衛生規則第12条の2、第12条の3

★常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、安全衛生推進者を選任しなければなりません。

(50人以上の場合は、安全管理者、衛生管理者の選任が必要となります。)

★選任しなければならない事業場

種 別	業 種
安全衛生推進者(工業的業種)	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理
衛生推進者(非工業的業種)	上記以外の業種(事業内容が工業的業種であっても、本社・支店等の管理部門の事務所は、非工業的業種になります。)

★小売業、社会福祉施設等での労働災害は、転倒による災害が多く、次いで交通事故、動作の反動・無理な動作、墜落・転落となっています。このことから、衛生推進者を選任しなければならない非工業的業種であっても、安全管理は不可欠であると言えますので安全衛生推進者の受講をお勧めします

★安全衛生推進者養成講習を修了した者は、「安全衛生推進者」及び「衛生推進者」のどちらにも選任することが出来ます。

講習内容

区分	講習科目	講習時間
学科	安全管理	2時間
	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
	作業環境管理及び作業管理	2時間
	健康の保持増進対策	1時間
	安全衛生教育	1時間
	安全衛生関係法令	2時間

カリキュラム

	時間	講習科目		規定時間数	
学科	1 日 目	12:30～ 13:00	受付		
		13:00～ 13:10	オリエンテーション		
		13:10～ 14:10	健康保持対策	1時間	1時間
		14:10～ 14:20	休憩		
		14:20～ 16:20	作業環境管理及び作業管理	2時間	2時間
		8:20～ 8:50	受付		
	2 日 目	8:50～ 9:00	オリエンテーション		
		9:00～ 11:00	安全管理	2時間	2時間
		11:00～ 11:10	休憩		
		11:10～ 12:10	安全衛生教育	1時間	1時間
		12:10～ 13:00	昼食		
		13:00～ 15:00	関係法令	2時間	2時間
		15:00～ 15:10	休憩		
		15:10～ 17:10	危険性又は有害性等の調査、結果に基づき講ずる措置等	2時間	2時間
